生責任者を選任し、安全管理者、衛生管理者又は技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 1. 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 2. 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 3. 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 4. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 5. 前各号に掲げるもののほか、**労働災害**を防止するため必要な業務で、厚生労働省 令で定めるもの。

安全管理者(法第11条)

- 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する建設業の事業場ごとに、安全管理者を 選任し、安全に係る技術的事項を管理させなければならない。
- 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の**増員又は解任**を命ずることができる。

衛生管理者(法第12条)

- 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する建設業の事業場ごとに、衛生管理者を 選任し、衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。
- 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、衛生管理者の増員又は解任を命ずることができる。

安全衛生推進者等(法第12条の2則第12条の2)

• 事業者は、常時 10人以上50人未満の労働者を使用する建設業の事業場ごとに、安全衛生推進者を選任しなければならない。

産業医等(法第13条)

• 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する建設業の事業場ごとに、医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならない。

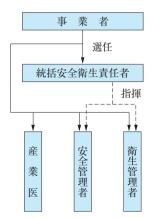


図2-1 常時100人以上の労働者を使用する建設業の事業場ごとの安全管理体制

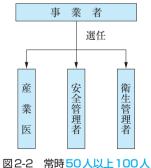


表 常時50人以上100人 未満の労働者を使用する建設業の事業場ごと の安全管理体制



図2-3 常時10人以上50人 未満の労働者を使用す る建設業の事業場ごと の安全管理体制